

マイナ保険証 完全移行チェックリスト

2026年8月1日、期限切れ健康保険証の暫定措置が終了。会社がやるのは「把握・周知・例外対応」の3つ。

第0週（最初に1回だけ）

- 自社の保険の加入先を確認する（協会けんぽ / 健康保険組合 ※組合は組合の案内が優先）

第1週：従業員を3グループに仕分ける

- 朝礼・チャット・給与明細への一筆で、全員に次の2点を一斉確認した
「マイナ保険証を登録しているか」「協会けんぽから届いた資格確認書が手元にあるか」
- A：マイナ保険証 登録済み → 対応不要
- B：未登録だが資格確認書が手元にある → 対応不要（多くは2025年秋に自宅へ届いています）
- C：どちらも無い・見当たらない → 要対応（第2週へ）

第2週：グループCへ周知する

- 案内文を配布した（同梱の案内文テンプレを自社用に差し替えて使用）
- 資格確認書が見当たらない人の再交付を案内した（協会けんぽ＝本人または事業所から申請可）

第3週以降：取りこぼしと特殊ケース

- 周知に反応がない人へ個別フォローした
- 海外駐在員：資格確認書の送付先・受け取り方を本人と確認した
- 長期休職者・高齢の被扶養者：連絡手段を確保し案内した（無理な登録は不要＝資格確認書で受診可）
- 顔認証マイナンバーカードの人：市区町村窓口か医療機関で登録できると案内した / 不着分は本人へ渡した

8月以降もつづく恒常業務

- 新規入社：資格取得届の「資格確認書発行要否」欄を本人に確認してチェック（会社のアクション）
- 退職：資格確認書を持っている人からは回収する（紙の保険証の回収はもう無い）

8月1日以降、マイナ保険証も資格確認書も無いまま受診すると

医療費をいったん全額（10割）立て替え → 後日「療養費」を申請（書類・数か月・原則2年）。受け皿の用意が先です。